

島根県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成26年度行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成27年10月23日

島根県監査委員	角 智子
同	中 島 謙二
同	錦 織 厚雄
同	後 藤 勇

平成26年度行政監査結果に基づき講じた措置の内容

テーマ 県単独補助金等の額の確定事務について

意 見	処理方針・措置状況
<p>1 額の確定に係る検査について</p> <p>額の確定にあたり、実績報告書と収支決算書のみで検査をし、確定していたものもあり、検査の内容や方法の見直しを検討した方が良いものが一部見受けられた。</p> <p>こうした中、複数の所管課において、検査を統一化し、適正かつ効率的に行うために、補助事業の手引きに額の確定に係る項目（額の確定の手順や確認する内容と方法等）を記載することやチェックリスト（検査ポイントや確認すべき書類がチェック項目別に一覧化して記載されたもの）を作成し、活用しているところがあった。</p> <p>こうした取組を行っていない所管課においては、これらを参考に、各部局主管課と協議をしながら補助金の目的、補助対象者の状況に即して、手引きやチェックリストを作成することを検討されたい。</p>	<p>1 額の確定に係る検査について (知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>点検の結果、見直しが必要な所管課においては、補助金の目的や補助対象者の状況に即して、手引きやチェックリストを作成又は作成に向けて検討している。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>点検の結果、見直しが必要な所管課においては、補助金の目的や補助対象者の状況に即して、手引きやチェックリストの作成に向けて検討している。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、実績報告書による確認のみならず、実地確認をするとともに、提出された書面について、業務主管課及び会計担当部署において複眼的にチェックを行うこととしている。</p>
<p>2 実績報告について</p> <p>(1) 成果の記載</p> <p>補助金等交付規則第10条では、「補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて、知事に報告しなければならない」と規定されているが、監査では、所管課で定められた実績報告書の様式が、実施事実の報告にとどまり、成果が読み取りにくいものが多く見受けられた。</p> <p>現在の実績報告書の様式で、成果が読み取りにくいものについては、成果の記載欄を設けるなど見直しをされたい。</p> <p>また、目標が数値化できなくて、成果を記載するのが難しいものについては、定性的な目標をたててその成果を記載するなど、可能な限り記載するよう工夫をされたい。</p>	<p>2 実績報告について</p> <p>(1) 成果の記載 (知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>点検の結果、見直しが必要な所管課においては、補助金の性質に即して、成果の記載欄の設定や、成果を把握できる書類の添付などの改善を実施又は改善に向けて検討している。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>点検の結果、見直しが必要な所管課においては、補助金の性質に即して、成果の記載欄の設定や、成果を把握できる書類の添付などの改善を実施又は改善に向けて検討している。</p> <p>(公安委員会)</p>

	<p>警察においては、実績報告書（事業報告書）に文 章として成果を記載したり、同報告書に添付の通知 実績（件数）により成果が確認できているので、現 行様式のままとする。</p>
(2) 提出期限	<p>(2) 提出期限 (知事部局共通)</p> <p>補助対象経費や補助事業者の事務手続・事務処理 期間などからすると、実績報告書の提出期限を3月末までとすることが適当でない補助事業も見受けられた。 実績報告書の提出期限については、実態を踏まえ、今一度見直ししていただきたい。</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>点検の結果、特に運営費を補助対象とし、補助対象期間、実績報告書の提出期限ともに年度末日とされている場合など、見直しが必要な所管課においては、実態を踏まえ、提出期限を変更又は変更に向けて検討している。</p>
(3) 添付書類	<p>(3) 添付書類 (教育委員会共通)</p> <p>実績報告書の添付書類として、交付要綱や交付要領に「その他知事が必要と認める書類」とか「その他参考資料」と規定しているものが多く見られ、同じ事業でも補助事業者によって添付書類が違うものもあったので、最低限添付して欲しい書類は予め明確にされたい。</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>点検の結果、見直しが必要な所管課においては、交付要綱等への規定などにより添付書類を明確化又は明確化に向けて検討している。</p>
	<p>(3) 添付書類 (公安委員会)</p> <p>警察においては、提出期限は、補助事業完了後1か月以内と設定しており、妥当であると考えているので、現行どおりとする。</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>点検の結果、見直しが必要な所管課においては、交付要綱等への規定などにより添付書類を明確化又は明確化に向けて検討している。</p>

	<p style="text-align: right;">・歳入歳出決算書 等の添付が明記されている。</p>
<p>3 現地調査について</p> <p>平成25年度に実施した財政的援助団体等監査において、補助事業に係る実績確認の関係で、所管課に対して「実施状況の把握と実施結果の確認が適切に行われるよう改善されたい」と意見を述べたところであるが、今回の監査では、額の確定に係る検査が現地調査なしで、実績報告書やそれに添付された証拠書類の審査により行われていたものが全体の約6割あった。</p> <p>次のような場合は、現地調査を行い、実施結果の確認をした方がより適切と思われるので、現地調査の実施に努められたい。</p> <p>(1) 運営費補助の場合（特に人件費補助をしている場合）</p> <p>(2) 補助対象経費の内容が幅広で、執行経費を特定しにくい場合</p> <p>(3) 補助対象経費が高額の場合</p> <p>なお、現地調査は毎年度行うことが望ましいが、所管課においては現地調査に要する時間や人員体制などを考慮して、次のような方法を参考に計画的に実施することも検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別の用務での訪問機会を利用して行う ・2～3年に一度行う ・調査事項や調査先を絞って行う 	<p>3 現地調査について (知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>点検の結果、特に人件費を含む運営費補助をしている場合、補助対象経費が高額な場合など、見直しが必要な所管課においては、現地調査を実施するよう改善又は改善に向けて検討している。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>点検の結果、特に人件費を含む運営費補助をしている場合、補助対象経費が高額な場合など、見直しが必要な所管課においては、現地調査を実施するよう改善又は改善に向けて検討している。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、事業の打合せ等の機会をとらえ年4回程度実施しているが、情報交換等の機会もとらえて引き続き実施するものとする。</p>
<p>4 補助事業者への情報提供や指導・助言について</p> <p>補助事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されるためには、所管課は補助事業者に対して、適時に十分な情報を提供し、丁寧な指導をしていくことが常に求められる。</p> <p>補助事業者への情報提供や指導にあたって、工夫しながら積極的に取り組んでいる事例が次のとおりあつたので、参考にしてもらいたい。</p> <p>＜参考となる取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農畜産関係補助事業の手引き（事業者用、県・市町村職員用）の作成 ・手順フロー図を提供しながら、進め方を打ち合わせ ・県のホームページに制度内容の説明、要綱・様式及び記載例を掲載 ・事前相談時に事業者に説明するための資料「助成金ご利用の流れ」を配備し、面談の上で指導助言 	<p>4 補助事業者への情報提供や指導・助言について (知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>補助事業者への情報提供や指導・助言については、各所管課が必要に応じて、説明会の開催、補助事業者との打合せ・個別相談の実施、手引き・Q&Aの作成・配布などの取組みを行っているが、補助事業が適正かつ効果的に実施されるよう、今後もこれらの取組みを通じて、適時・適切な情報提供や丁寧な指導・助言に努める。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>補助事業者への情報提供や指導・助言については、各所管課が必要に応じて、説明会の開催、補助事業者</p>

<p>・説明会開催や記載要領・Q & Aの配布など</p> <p>なお、情報提供にあたっては、補助事業者が補助事業に不慣れだったり、補助事業者の事務担当者が替わったりした場合には、より丁寧な説明をするよう留意されたい。</p>	<p>との打合せ・個別相談の実施、手引き・Q & Aの作成・配布などの取組みを行っているが、補助事業が適正かつ効果的に実施されるよう、今後もこれらの取組みを通じて、適時・適切な情報提供や丁寧な指導・助言に努める。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、情報提供や、事務処理や技術の指導等を実施しているが、引き続き補助事業者に対する情報提供や指導を実施するものとする。</p>
<p>5 補助事業の実績・成果の公表と効果の事後検証について</p> <p>(1) 実績・成果の公表</p> <p>補助事業の実績や成果については、公益性・透明性の確保の観点から公表することが望まれる。</p> <p>今回行った監査では、全体のおよそ6割が、県のホームページなどで補助事業の実績や成果を公表していると回答があったが、補助事業に対する県民の理解の促進や、利活用の促進など、公表することで効果が期待されるものについては、様々な手段を活用して積極的に公表されたい。</p> <p>現在、補助事業の実績や成果を公表していない所管課にあっては、今一度検討し、何らかの形で公表するよう努められたい。</p>	<p>5 補助事業の実績・成果の公表と効果の事後検証について</p> <p>(1) 実績・成果の公表</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>点検の結果、補助事業の性質や、補助事業者との関係で公表することに支障がなく、補助事業に対する県民の理解の促進など公表することで効果が期待されるものについては、各所管課において公表を検討する。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>点検の結果、補助事業の性質や、補助事業者との関係で公表することに支障がなく、補助事業に対する県民の理解の促進など公表することで効果が期待されるものについては、各所管課において公表を検討する。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、既に公表している。</p>
<p>(2) 効果の事後検証</p> <p>補助金は、公益上必要と認められる場合に交付することとされており、その効果の検証は必要不可欠である。</p> <p>補助事業の効果については、行政評価や予算要求の協議の中でも毎年度検証が行われているところであるが、補助事業によっては事業効果の発現に時間を要するものもあり、補助事業終了後の一定期間、事業報告を求めて効果を検証している事例もあるの</p>	<p>(2) 効果の事後検証</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>効果の事後検証については、各所管課が必要に応じて、定期的な調査・分析、補助事業の実施状況の確認、実績報告書の作成、実績報告会の開催などの取組みを行っているが、補助事業が適正かつ効果的に実施されるよう、今後もこれらの取組みを通じ</p>

<p>で、補助事業の効果検証にあたっては、事業内容を再点検し、事後検証が必要なものがあれば可能な限り検証されたい。</p>	<p>て、効果検証に努める。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>効果の事後検証については、各所管課が必要に応じて、定期的な調査・分析、補助事業の実施状況の確認、実績報告書の作成、実績報告会の開催などの取組みを行っているが、補助事業が適正かつ効果的に実施されるよう、今後もこれらの取組みを通じて、効果検証に努める。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においても、補助対象事業の内容により可能なものについては、ヒアリングを実施しており、これを継続実施していくものとする。</p>
<p>6 補助金交付要綱について</p> <p>補助金交付要綱については、県には、標準的なものが多く、国や他課の交付要綱等を参考にしながら、それぞれの所管課で定めている。</p> <p>監査では、交付要綱に財産処分や帳簿の保存に係る規定がないなど、規定内容に一部不備が認められるものが見られた。</p> <p>交付要綱の不備をなくし、統一性を持たせる観点からも、補助金等交付規則と予算規則の所管課である財政課が中心となって、交付要綱の参考例を示すなど事務の適正化に向けた取組を進められたい。</p>	<p>6 補助金交付要綱について</p> <p>(財政課、出納局、知事部局・教育委員会共通)</p> <p>補助金交付要綱の作成に際してのチェックリストを作成した。</p> <p>交付要綱に財産処分や帳簿の保存に係る規定がないなど、規定内容に一部不備が認められるものについては、各所管課において、チェックリストも参考に見直しを検討する。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においても、主管課作成のチェックリストに基づき、必要な規定の改正を行うものとする。</p>
<p>7 職員の補助金事務遂行力の向上について</p> <p>職員が補助金事務に必要な知識を身につけ、事務遂行力を向上させるためには、研修や手引きなどが有効である。</p>	<p>7 職員の補助金事務遂行力の向上について</p>
<p>(1) 会計研修の充実</p> <p>出納局では、毎年度、会計事務全般の研修を行っているが、この研修の中に補助金事務の説明時間を設け、次のような事項を盛り込むなど、会計研修を充実させたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書の提出期限について ・履行確認と額の確定のそれぞれの意義について ・帳簿の保存期限の規定の趣旨について <p>また、補助金の決裁にあたっては、事務手続の知識はもとより会計知識も身につけておくことが重要</p>	<p>(1)会計研修の充実</p> <p>(出納局)</p> <p>会計事務研修に補助金事務の説明を盛り込む方向で検討する。</p> <p>また、会計事務研修へのグループリーダー級の職員の受講に関しては、議会期間中を避けるなど開催日を工夫するほか、同職員の参加を積極的に呼びかける方向で検討する。</p>

	<p>である。</p> <p>現在行われている会計研修では、決裁者（グループリーダー以上）も受講対象としているが、受講は任意となっているので、グループリーダー級の職員に対する会計知識の付与方法について検討したい。</p>
<p>(2) 審査事務の手引きの見直し</p> <p>出納局により「審査事務の手引き」が作成され、職員に利用されているところであるが、補助金の手続に関する説明の中で、実績報告書提出後の内容確認（検査）と事業完了時の履行の確認（検査）との関係が、分かりづらい内容になっている。</p> <p>適正・的確な補助金事務が行われるように、より分かりやすい手引きとなるよう見直しされたい。</p>	<p>(2) 審査事務の手引きの見直し (出納局)</p> <p>「審査事務の手引き」中、年度末の補助金の支払に関し、実績報告書提出後の内容確認（検査）と事業完了時の履行の確認（検査）との関係について、図を盛り込み、分かりやすい内容となるよう見直した。</p>
<p>8 新たな施策展開に向けた補助事業の状況把握等について</p> <p>新たな施策展開を考えるにあたっては、補助事業の実施状況はもとより事業現場における課題やニーズ、事業終了後の成果などを把握することが重要である。</p> <p>このため、事業完了時だけでなく、事業実施中や事業終了後数年は可能な限り現場に赴いて、補助事業者や関係者（間接補助事業者など）と直接意見交換したり、ヒアリングしたりする機会を多く設けられたい。</p> <p>また、補助事業を市町村への間接補助としている場合は、補助事業終了後は、県は市町村だけではなく、実施者のところにも可能な限り出向いて状況を確認するなど、補助事業のフォローアップにも努められたい。</p>	<p>8 新たな施策展開に向けた補助事業の状況把握等について (知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>補助事業の状況把握については、各所管課が必要に応じて、現地での補助事業者や関係者との意見交換会の開催、ヒアリングの実施などの取組みを行っているが、効果的な施策展開が図られるよう、今後もこれらの取組みを通じて、補助事業の状況把握に努める。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>補助事業の状況把握については、各所管課が必要に応じて、現地での補助事業者や関係者との意見交換会の開催、ヒアリングの実施などの取組みを行っているが、効果的な施策展開が図られるよう、今後もこれらの取組みを通じて、補助事業の状況把握に努める。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においても、引き続き補助事業者と連携を密にして、各種情報提供や指導・助言等を実施する。</p>
<p>9 補助金の見直しについて</p> <p>所管課においては、補助金については毎年度行われている行政評価の事務事業評価の中で事業の直接的・間接的な成果などについて評価・点検されている。</p> <p>また、毎年度財政課から示される「当初予算要求指</p>	<p>9 補助金の見直しについて (知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>補助金の公平な執行については、補助金の性質に応</p>

針」の中の「補助金見直し基準」などを参考に、事業効果や目的達成などの観点から課内協議が行われ、次いで、主管課・財政課などとの協議を経て、整理・合理化、廃止などの見直しが行われている。

補助金については、今後とも、事業の成果・効果などを評価・点検しながら不断の見直しを行わせたい。

なお、監査した補助金の中には、通年公募のため申請の早いものから採択され、早い者勝ちともいえるような補助金があった。

公募式の補助金については、公平性の観点からも、一定の公募期間を設け、募集を締め切ってから事業内容や効果の良否によって採択するなど工夫をされたい。

一方で、補助金は手続が煩雑で、事務処理に多大な時間を要するという課題もある。

このため、事務の適正な執行を確保した上で、所管課の事務担当者と補助事業者の事務負担の軽減を常に念頭において、事務の簡素化に配慮されたい。

じて、公募式の導入、公募期間の設定、事業内容や効果の良否による採択などの取組みを行っているが、見直しが必要な所管課においては、これらの取組みを行うことを検討する。

事務の簡素化についても、事務の適正な執行を確保した上で、引き続き検討していく。

今後とも、事業の成果・効果などを評価・点検しながら不断の見直しに努めていく。

(教育委員会共通)

監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。

補助金の公平な執行については、補助金の性質に応じて、公募式の導入、公募期間の設定、事業内容や効果の良否による採択などの取組みを行っているが、見直しが必要な所管課においては、これらの取組みを行うことを検討する。

事務の簡素化についても、事務の適正な執行を確保した上で、引き続き検討していく。

今後とも、事業の成果・効果などを評価・点検しながら不断の見直しに努めていく。

(公安委員会)

警察においては、引き続き事業の成果・効果などを評価・点検しながら不断の見直しに努めていく。